

《 補 足 説 明 書 》

徳島県農林水産部スマート林業課

委 託 業 務 名 R 4 ス 林 林業労働安全実技研修施設 1 徳・南庄 設計業務

別途発注委託業務 無し

- ・本業務は、重点調査制度の（対象業務・**対象外業務**）である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前(休日・入札開始日を除く)の正午までに、書面によりスマート林業課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

提出先 スマート林業課 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 4 5 7
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 6 1
電子メール smartringyouka@pref.tokushima.jp

(※) 質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

3 注意事項

- ・契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

・委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム(R I B C)の内訳書数量入力システムL I T Eの利用料を含んでいる。